

(写)

和泉教文 第632号

令和2年11月19日

和泉市文書館業務検討委員会

委員長 塚田 孝 様

和泉市教育委員会

教育長 小川 秀幸

### (仮称) いずみの国文書館業務について (諮問)

(仮称) いずみの国文書館 (以下、文書館) の役割、目標並びに機能等について貴委員会の意見を伺いたく、和泉市附属機関に関する条例第1条及び和泉市文書館業務検討委員会規則第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

#### 記

1. 文書館の基本理念について
2. 文書館の役割について
3. 文書館の機能について
4. 文書館の体制、施設について

#### [諮問理由]

本市においては、市民の郷土への愛着心と自治意識を育むことをめざして、市史編さん事業に取り組んでおり、市史編さんの過程で収集した資料の調査・収集・保存・活用機能を備えた施設・機構の整備をすることは、事業の開始時より重要な課題として挙げられてきました(和泉市史編さん大綱)。また、公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)においては、地方公共団体の努力義務として、歴史資料として重要な公文書等(以下、歴史公文書)の適切な保存・管理等を行うことが規定されています。

これらを踏まえ、和泉創発プランに掲げられた、「市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史公文書を一般向けに公開する「(仮称) いずみの国文書館」の開設」を進めるにあたっての基本的な考え方について、貴委員会に諮問するものです。